
第 7 期海南市障害福祉計画
第 3 期海南市障害児福祉計画
令和 6 年度～令和 8 年度



令和 6 年 3 月
海 南 市

はじめに

近年、障害の重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が、住み慣れた地域で安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の強化や居住支援等、地域の実情に合わせて整備することが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

今般、『第6期海南市障害福祉計画』及び『第2期海南市障害児福祉計画』の計画期間が終了することから、今後の障害福祉、障害児通所支援等の各種サービスの提供体制を確保するため、『第7期海南市障害福祉計画』及び『第3期海南市障害児福祉計画』を新たに策定します。

今後は、これらの計画が実現可能なものとなるよう、また『海南市障害者基本計画』に掲げる基本目標「住み慣れた地域で安心して暮らせる障害者福祉の充実」が達成できるよう障害者福祉施策の充実に努めてまいりますので、皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりご協力いただきました海南・海草障害者地域自立支援協議会の皆様をはじめ、関係団体の皆様方に厚く御礼申し上げます。



令和6年3月 海南市長

神出政巳

<目 次>

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画策定に向けて踏まえるべきポイント.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画期間	3
5 他計画との関係性.....	4
6 計画策定にあたって.....	4
第2章 海南市における障害者の現状	5
1 人口の推移	5
2 障害のある人の状況	6
(1) 障害者手帳所持者数	6
(2) 身体障害者手帳所持者数	7
(3) 療育手帳所持者数	9
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数	10
3 障害のある児童・生徒の状況	11
4 就労の状況	12
5 自立支援医療の状況	14
6 難病医療受給者の状況	15
第3章 前回の計画（令和3年度～令和5年度）の評価	16
1. 第6期海南市障害福祉計画の成果目標及び実績	16
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	16
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	17
(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	17
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	18
(5) 相談支援体制の充実・強化等	19
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	19
2. 第2期海南市障害児福祉計画の成果目標及び実績	20
3. サービスの実績等	20
1) 障害福祉サービス等.....	20
(1) 訪問系サービス	20
(2) 日中活動系サービス	21
(3) 居住系サービス	22
(4) 相談支援サービス	22
(5) 障害児支援サービス	23

2) 地域生活支援事業（必須事業）	23
(1) 理解促進研修・啓発事業	23
(2) 自発的活動支援事業	24
(3) 相談支援事業	24
(4) 成年後見制度利用支援事業	24
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	24
(6) 意思疎通支援事業	25
(7) 日常生活用具給付等事業	25
(8) 移動支援事業	26
(9) 地域活動支援センター	26
3) 地域生活支援事業（任意事業）	26
(1) 日中一時支援事業	26
(2) 社会参加促進事業	27
第4章 成果目標及び活動指標	28
第7期障害福祉計画の成果目標及び活動指標の設定	28
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	28
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	29
(3) 地域生活支援の充実	30
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	30
(5) 相談支援体制の充実・強化等	31
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	32
第3期障害児福祉計画の成果目標の設定	33
(1) 障害児支援の提供体制の整備等	33
第5章 障害福祉サービス等の見込量と確保方策	34
1 サービス体系について	34
2 指定障害福祉サービスの見込量	35
(1) 訪問系サービス	35
(2) 日中活動系サービス	36
(3) 居住系サービス	38
(4) 相談支援	39
(5) 障害児支援	41
第6章 地域生活支援事業の見込量と確保方策	43
1 必須事業について	43
(1) 理解促進研修・啓発事業	43
(2) 自発的活動事業	43
(3) 相談支援事業	44

（４）成年後見制度利用支援事業	45
（５）成年後見制度法人後見支援事業	45
（６）意思疎通支援事業	46
（７）日常生活用具給付等事業	46
（８）移動支援事業	47
（９）地域活動支援センター	48
2 任意事業について	48
（１）訪問入浴サービス事業	48
（２）日中一時支援事業	49
（３）社会参加促進事業	49
第7章 計画の推進と進行管理	51
1 計画の推進体制	51
（１）海南市全体の推進体制	51
（２）計画の達成状況の点検及び評価	52

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

我が国では、すべての国民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害のある人の自立・社会参加を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本市においても、令和3年3月に、障害のある人への施策推進のための指針となる「第3期海南市障害者基本計画」（6か年計画）を策定し、「住み慣れた地域で安心して暮らせる障害者福祉の充実」を基本理念として、誰もが自らの意思により住み慣れた地域で生活を営むことができるよう取り組んできました。

障害福祉制度は、平成18年に施行された障害者自立支援法をはじめ、これまで法改正や制度の見直しが行われ、長年にわたり展開されていた施設中心の施策から、地域生活を重視した施策へ移行しています。また、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行（令和3年6月に一部改正法が公布）され、「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正されるなどの法整備進められております。また、令和3年9月に「医療的ケア児支援法」が施行され、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、障害福祉を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。

このような中、障害福祉及び障害児通所支援等の各種サービスの見込量と数値目標を定めるため、令和3年3月に策定した「第6期海南市障害福祉計画」（3か年計画）及び「第2期海南市障害児福祉計画」（3か年計画）の計画期間が令和5年度末に終了を迎えることから、これまでの計画の進捗状況や数値目標の達成状況を検証し、近年の障害福祉制度の変革に対応するとともに、障害児者のニーズを的確にとらえた障害者施策を推進するため、「第7期海南市障害福祉計画」及び「第3期海南市障害児福祉計画」を合わせて策定します。

2. 計画策定に向けて踏まえるべきポイント

計画策定にあたり、国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和5年5月19日に改正・告示されました。基本指針では、障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮することとされており、本市においてもこの指針に基づいて計画を策定します。

基本的理念

(1) 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害種別によらず、障害福祉サービスの対象となる身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等に対して、サービスの充実を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人等の自立支援の観点から、福祉施設への入所や医療機関への入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用し、障害のある人等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

(5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、質の高い障害児通所支援等の充実及び地域支援体制の構築を図るとともに、障害のある子どもが障害児通所支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けて成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

また、障害のある子どものライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援を提供できるよう保健、医療、教育、福祉、保育、就労支援等の関係機関と連携を図ります。

さらに、人工呼吸器の装着等の専門的な支援を要する子どもが円滑に支援を受けられるよう、関係機関が連携し、共通の理解に基づき協働する支援体制の構築を進めます。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害のある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、さまざまな事業を実施していくためには、それを担う人材を確保していく必要があります。

そのためには、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等について関係機関等と協力して取り組みます。

(7) 障害のある人の社会参加を支える取組定着

障害のある人の文化芸術活動やスポーツ活動等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、その人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

3. 計画の位置づけ

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条に基づき、また障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画となります。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者 基本計画	基本理念と施策の方向性（第3期海南市障害者基本計画） （※障害者基本法）					
障害福祉 計画	数値目標と障害福祉サービス等の見込量 （第6期海南市障害福祉計画）			数値目標と障害福祉サービス等の見込量 （第7期海南市障害福祉計画） （※障害者総合支援法）		
障害児 福祉計画	数値目標と障害福祉サービス等の見込量 （第2期海南市障害児福祉計画）			数値目標と障害児サービス等の見込量 （第3期海南市障害児福祉計画） （※児童福祉法）		

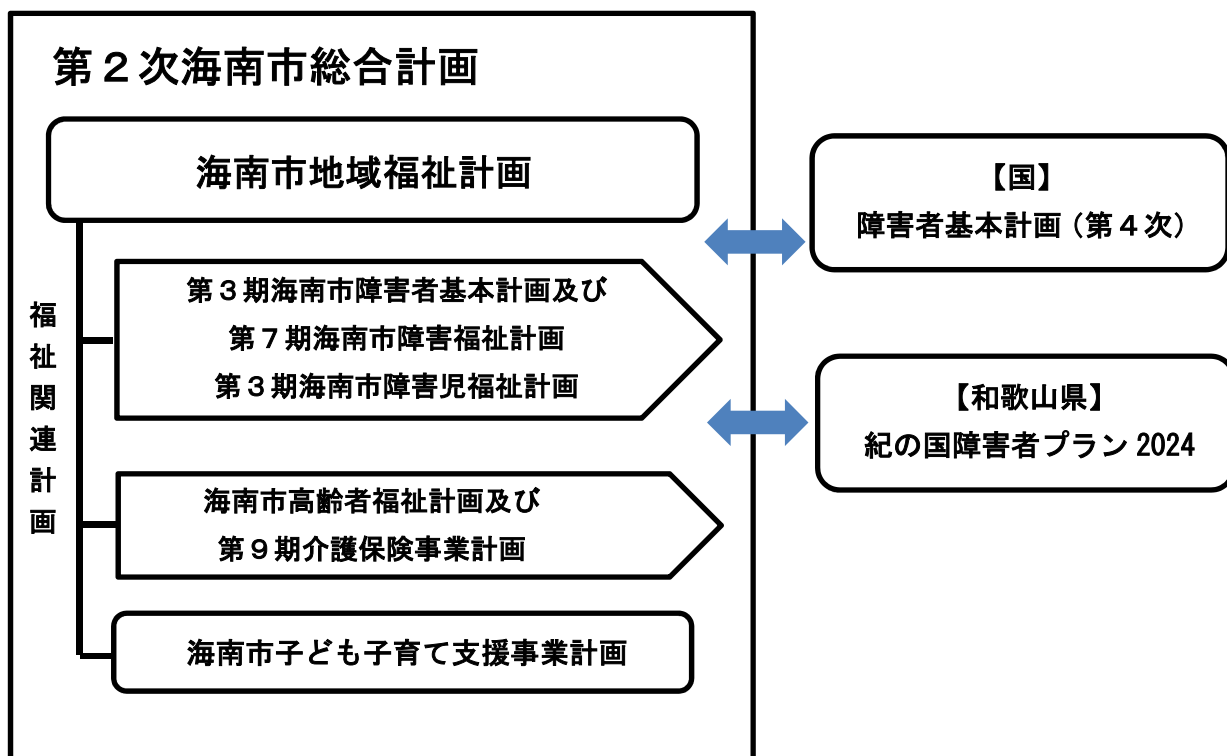
4. 計画期間

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年計画とします。

5. 他計画との関係性

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」や、和歌山県の「紀の国障害者プラン2024」を踏まえ、「第2次海南市総合計画」を上位計画として、さまざまな関連計画と整合性を持たせるものとします。

■他計画との関係性のイメージ



6. 計画策定にあたって

(1) 障害者地域自立支援協議会、関係団体へのヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたり、障害者の生活課題や福祉ニーズ、障害者団体の活動状況とその課題を把握するため、関係団体からヒアリング調査を実施するとともに、医療、福祉、教育、労働、行政等の関係機関で構成される海南海草障害者地域自立支援協議会において協議し、いただいた意見を計画に反映しました。

(2) パブリックコメントの実施

計画策定に当たっては、ホームページにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聴くパブリックコメントを実施しました。

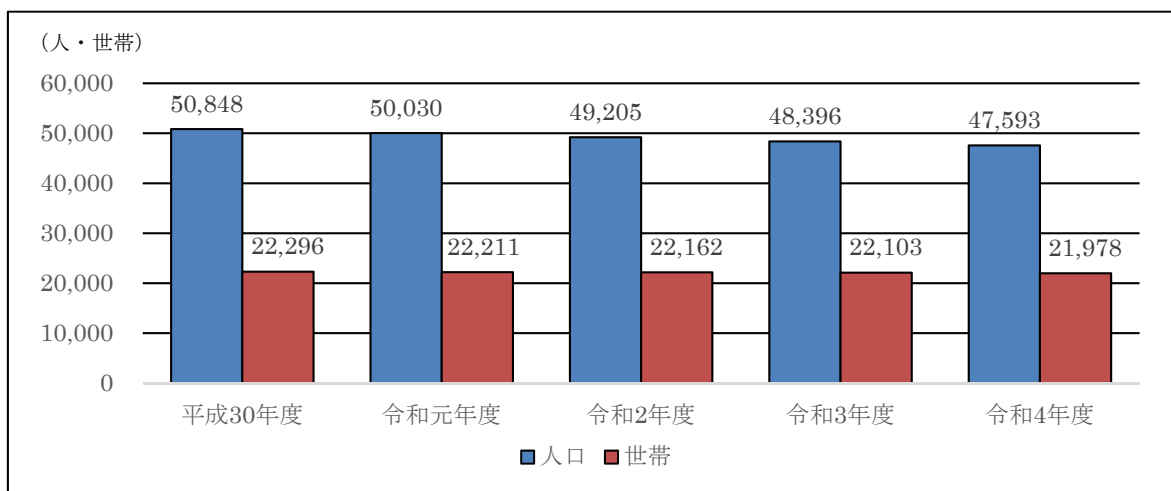
第2章 海南市における障害者の現状

1. 人口の推移

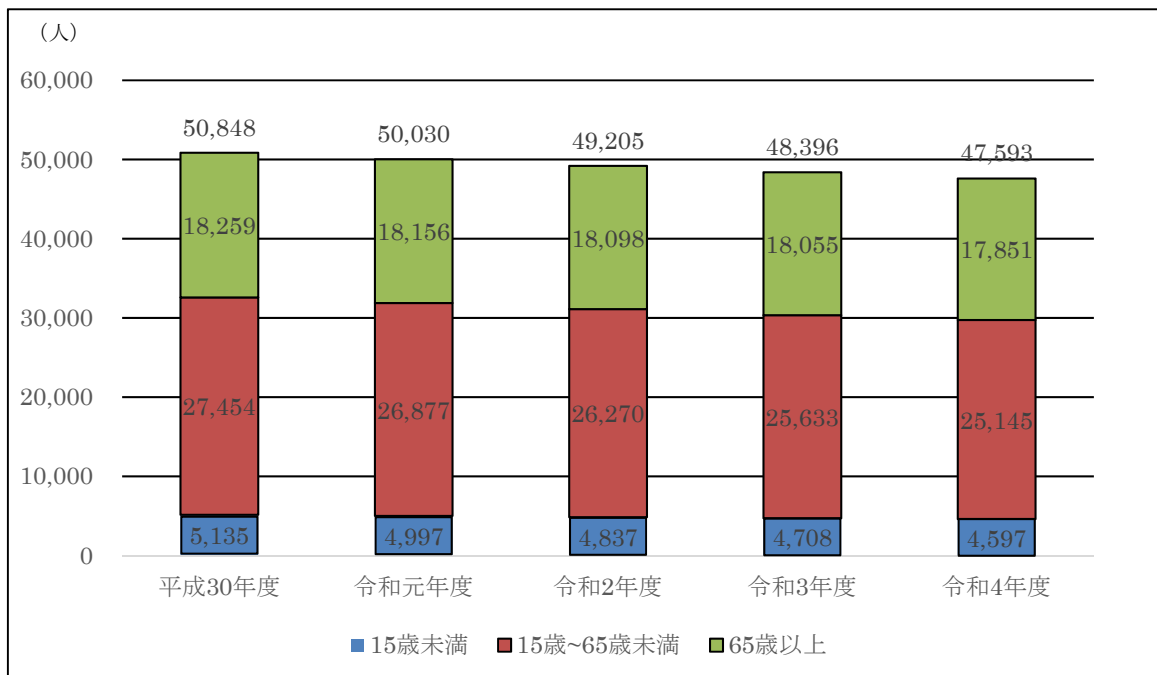
海南市の総人口の推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて総人口は3,255人、総世帯数は318世帯減少しています。

総人口の推移を年齢別にみると、3区分すべてで減少しています。

■人口・世帯数の推移 (資料：市民課調べ/3月31日現在)



■3区分年齢別人口の推移 (資料：市民課調べ/3月31日現在)



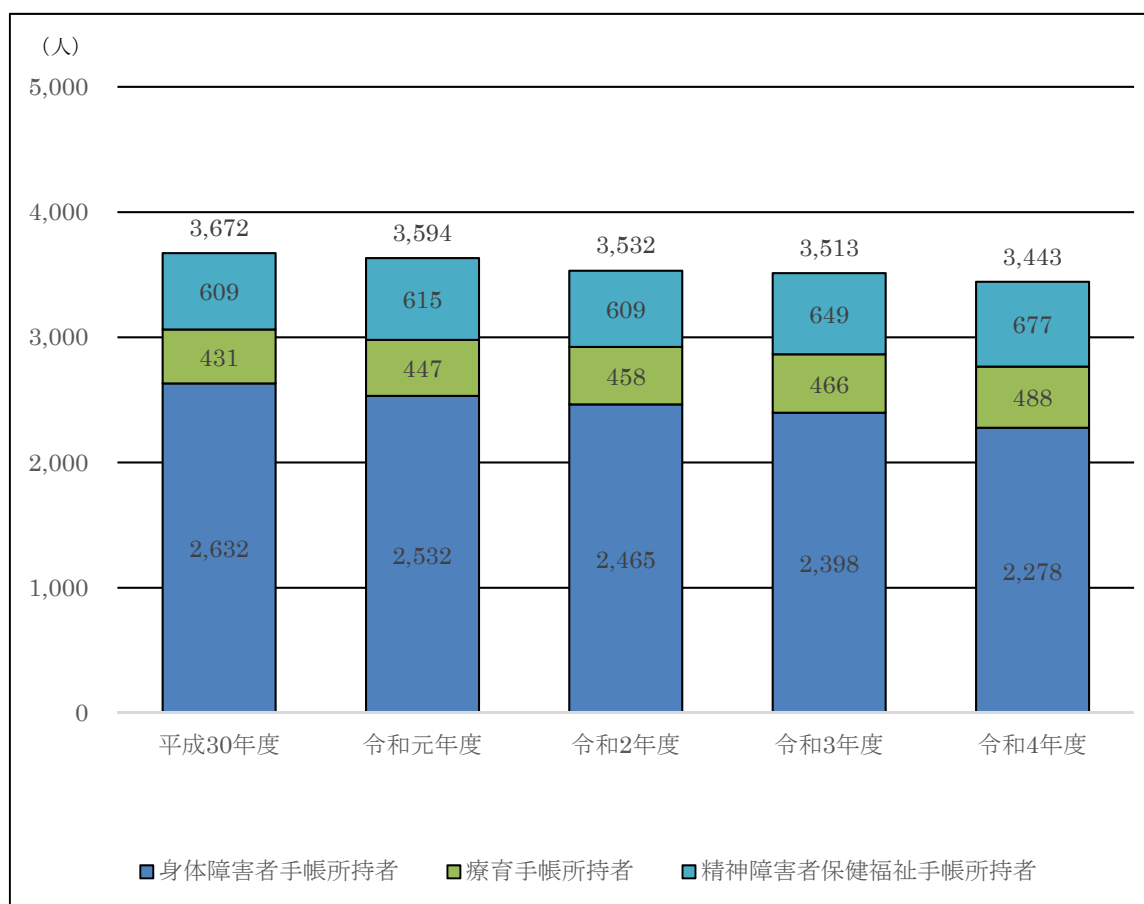
2. 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数の推移をみると、令和4年度の身体障害者手帳所持者が2,278人、療育手帳所持者数が488人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が677人となっています。

人口の減少に対し、身体障害者手帳所持者は同様に減少傾向にあります。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者はともに増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者の推移 (資料：社会福祉課調べ/3月31日現在)



(2) 身体障害者手帳所持者数

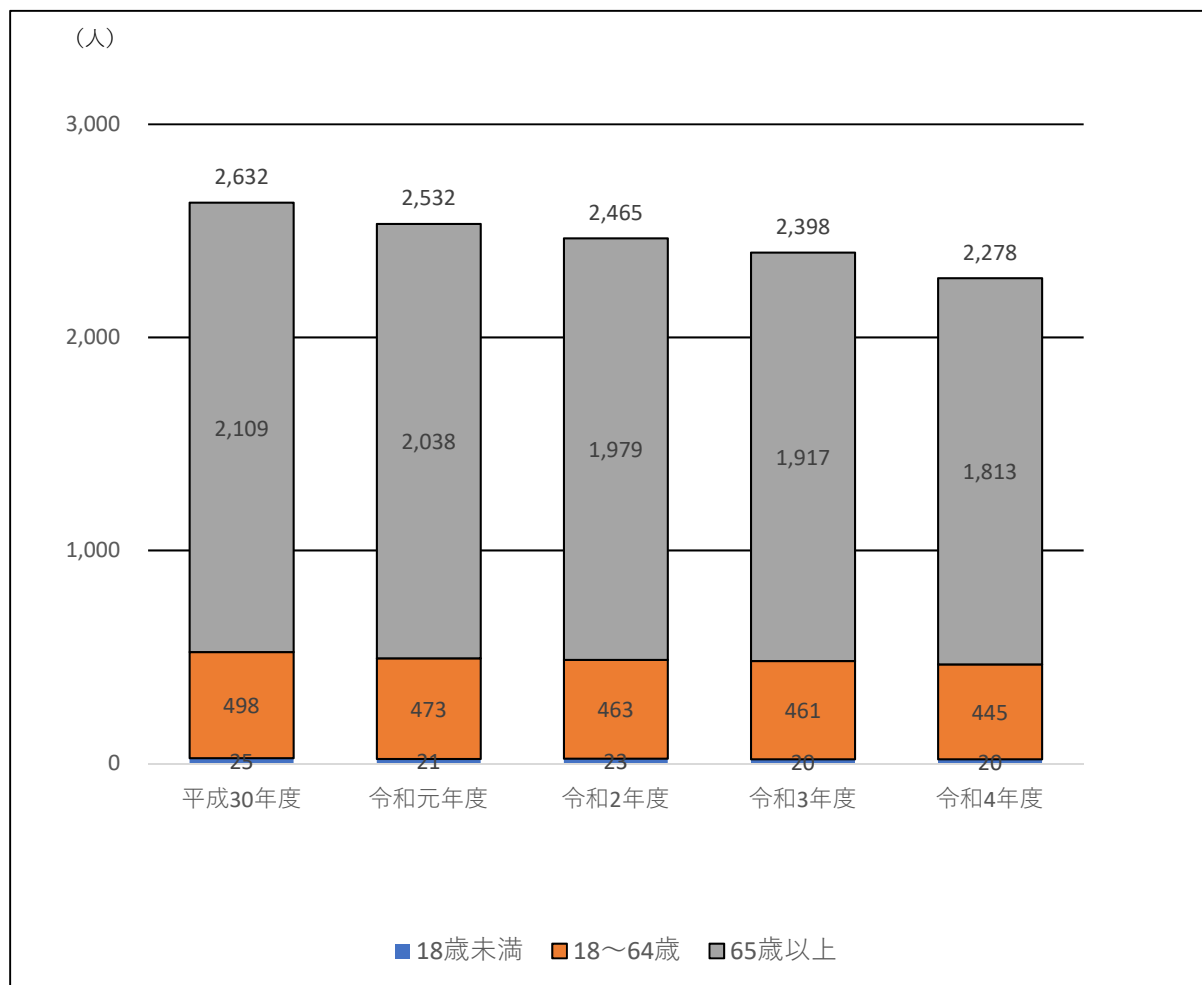
手帳所持者数は、全体として緩やかに減少しています。

年齢層別でみると、令和4年度は65歳以上が1,813人で最も多く、次いで18歳～64歳で445人となっています。

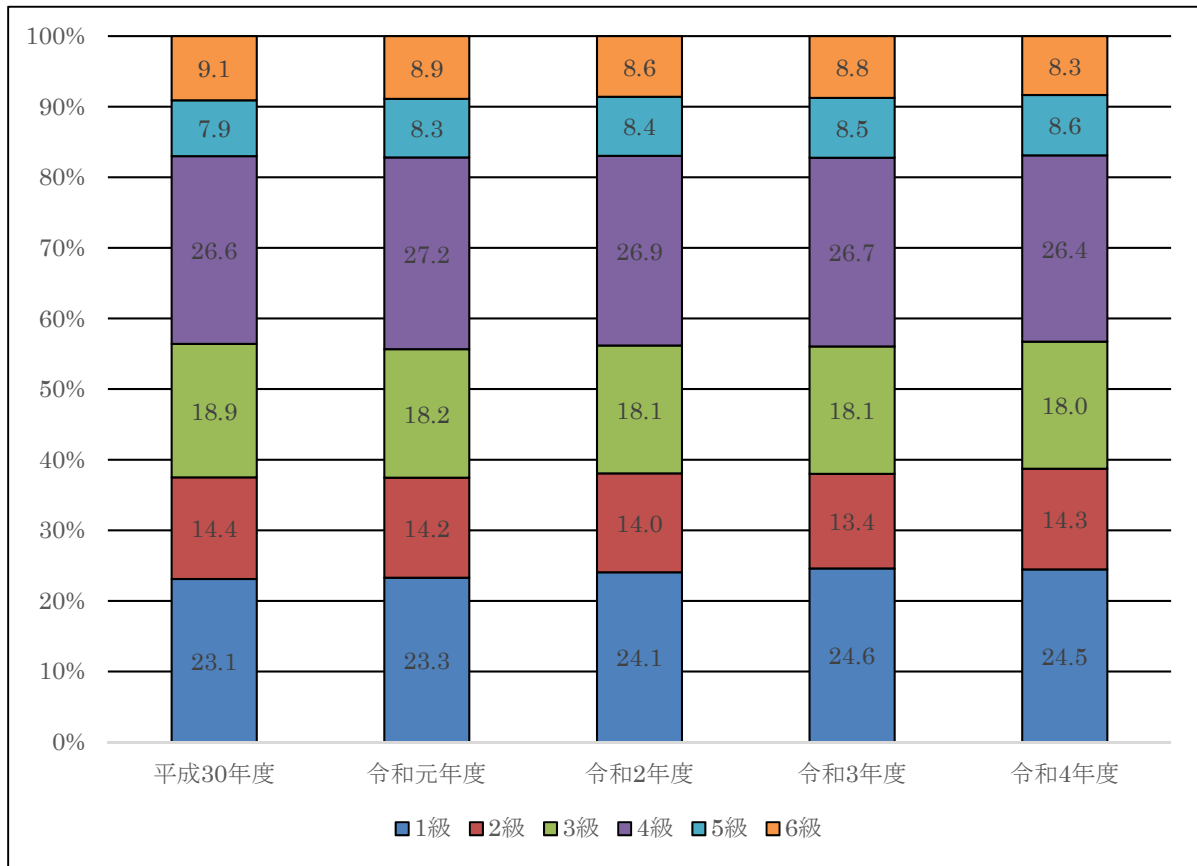
等級別における所持割合は全ての等級でほぼ横ばいで推移しています。

種類別でみると、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能障害等の内部障害の割合が増加しています。

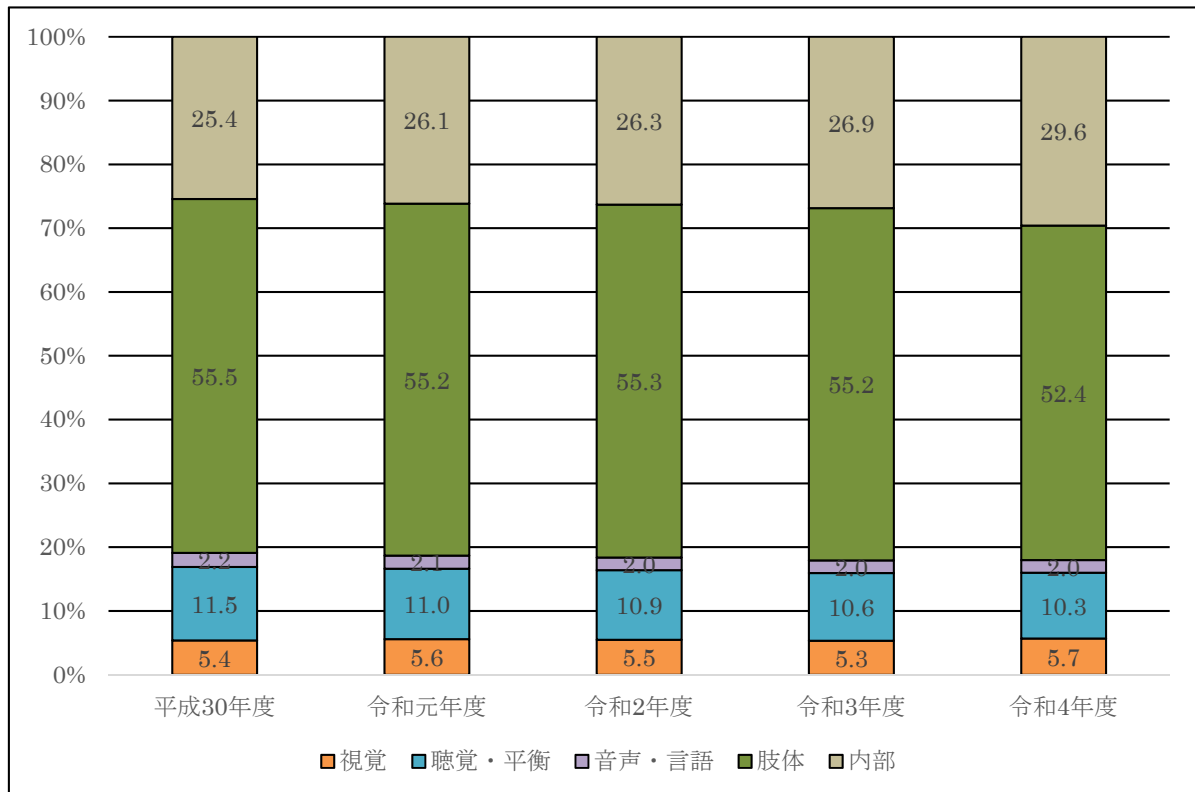
■身体障害者手帳所持者数の推移（資料：社会福祉課調べ/3月31日現在）



■等級別構成比の推移（資料：社会福祉課調べ/3月31日現在）



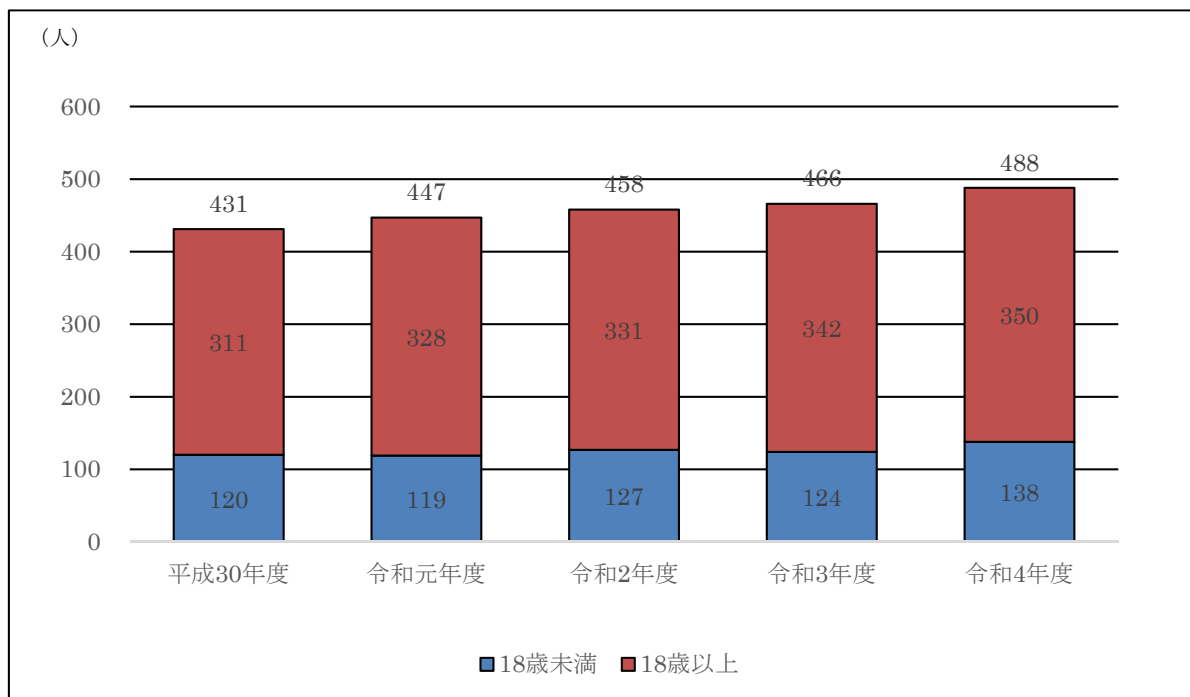
■種類別構成比の推移（資料：社会福祉課調べ/3月31日現在）



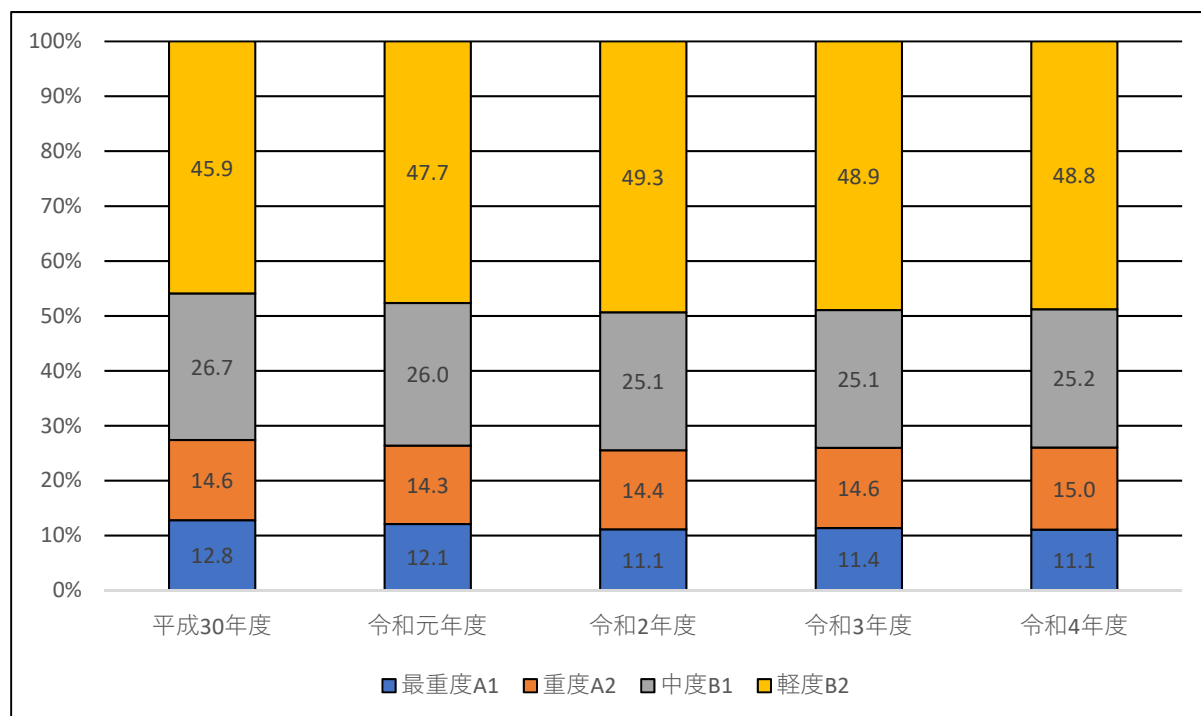
(3) 療育手帳所持者数

手帳所持者数は全体として年々増加傾向にあり、いずれの年齢層も増加しています。
程度別でみると、令和4年度において、軽度B2が48.8%と半数近くを占めています。

■療育手帳所持者数の推移（資料：社会福祉課調べ/3月31日現在）



■程度別構成比の推移（資料：社会福祉課調べ/3月31日現在）

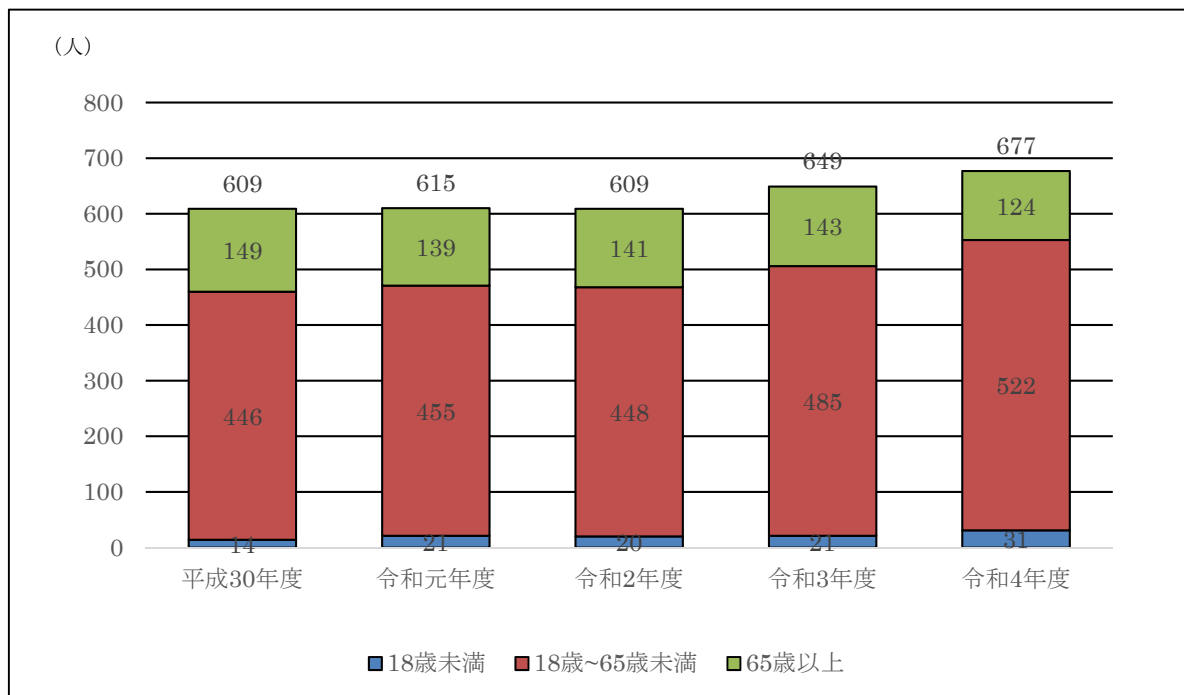


(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

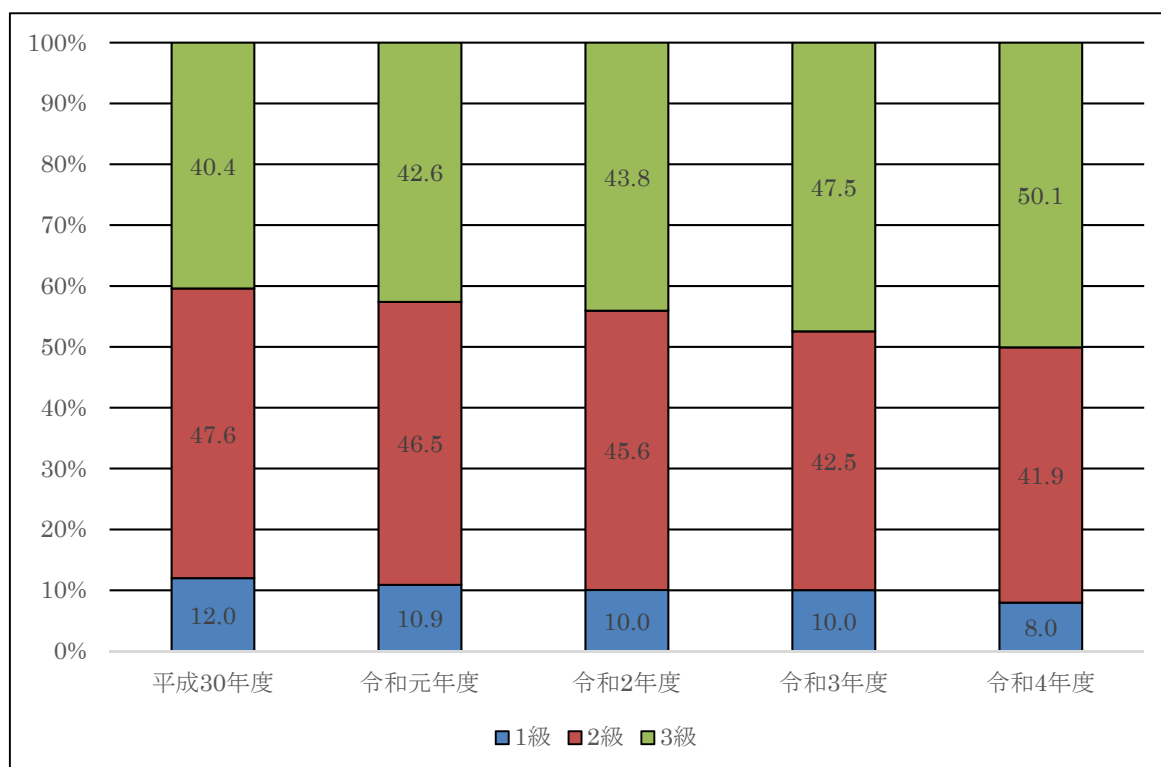
手帳所持者数は、全体として増加傾向にあります。

年齢層別で見ると、65歳未満の所持者が増加傾向にあり、65歳以上の所持者は減少しています。等級別で見ると、特に3級の割合が増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（資料：社会福祉課調べ/3月31日現在）



■等級別構成比の推移（資料：社会福祉課調べ/3月31日現在）

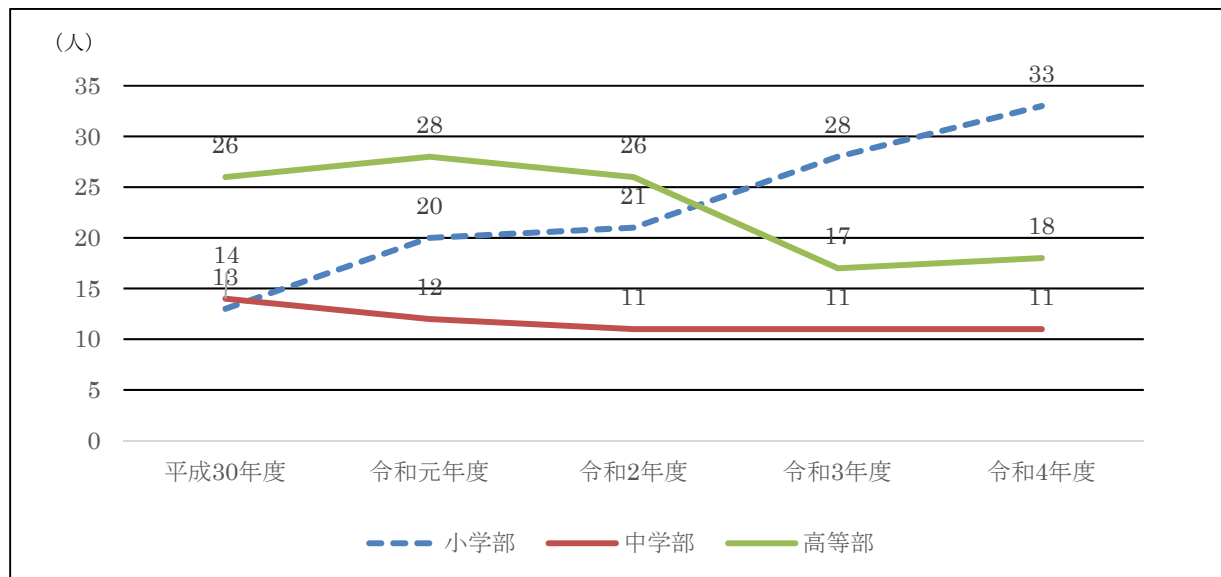


3. 障害のある児童・生徒の状況

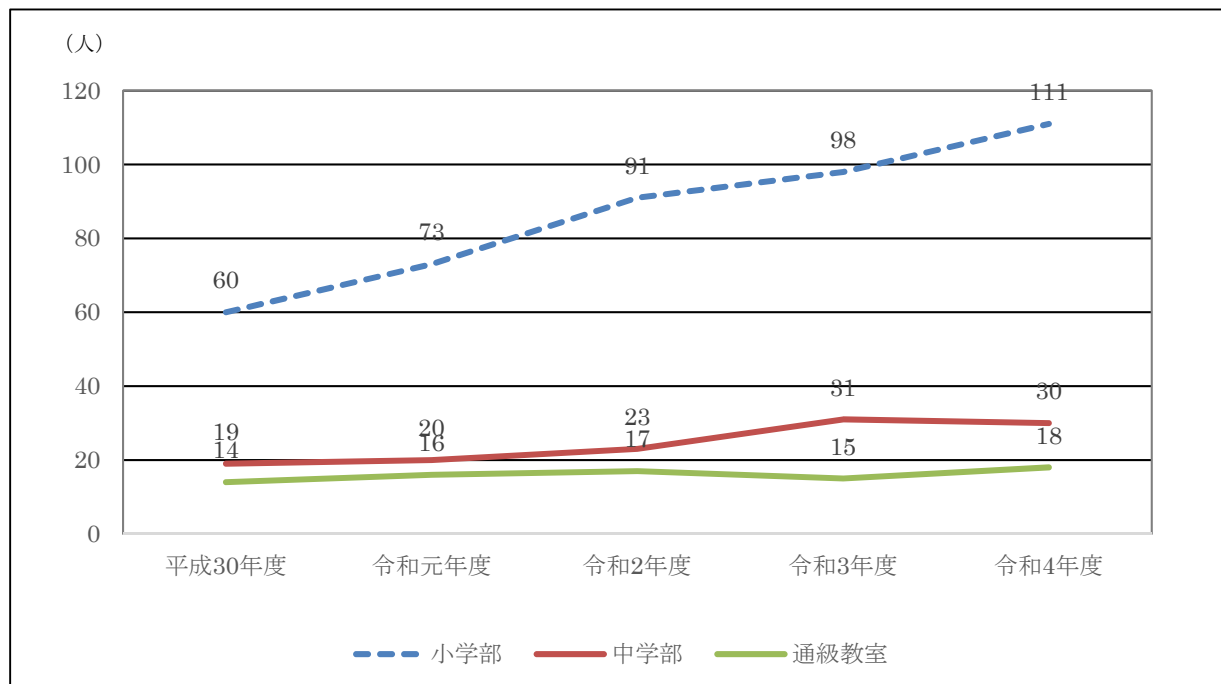
障害のある児童・生徒は市内の保育所・幼稚園・認定こども園に通園・通学し、また和歌山市にある紀北支援学校や和歌山大学教育学部附属支援学校、広川町にあるたちばな支援学校等に通学しています。

特別支援学校の児童・生徒数の推移をみると、特に小学部へ進学の子童数が増加傾向にあります。

■特別支援学校の児童・生徒数の推移（海南市民のみ）（資料：社会福祉課調べ/3月31日現在）



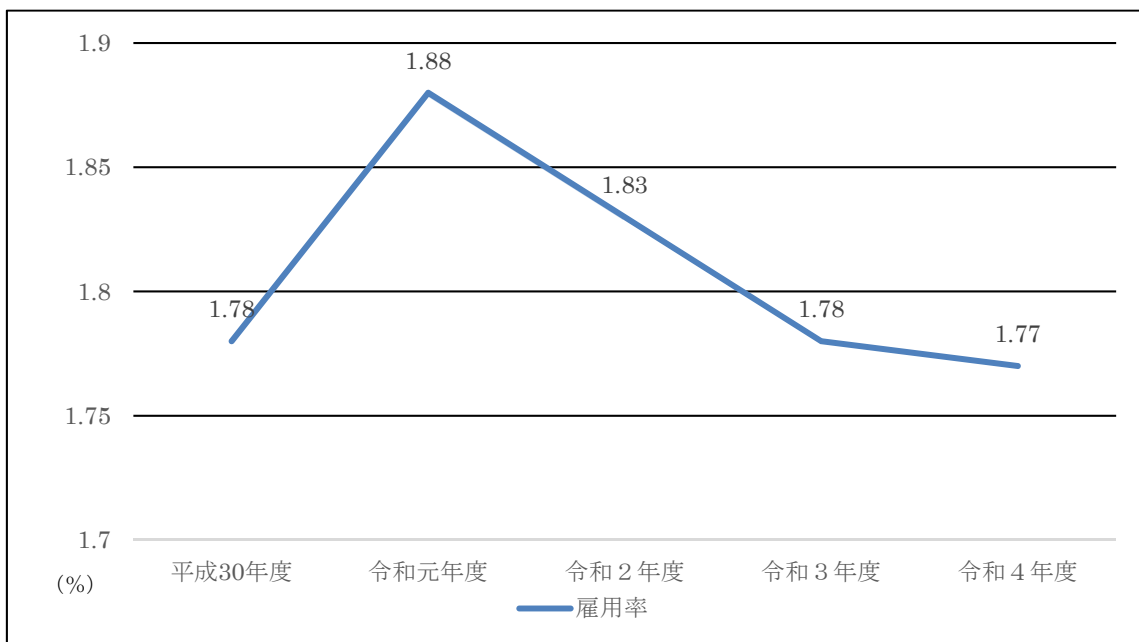
■特別支援学級の児童・生徒数の推移（資料：社会福祉課調べ/3月31日現在）



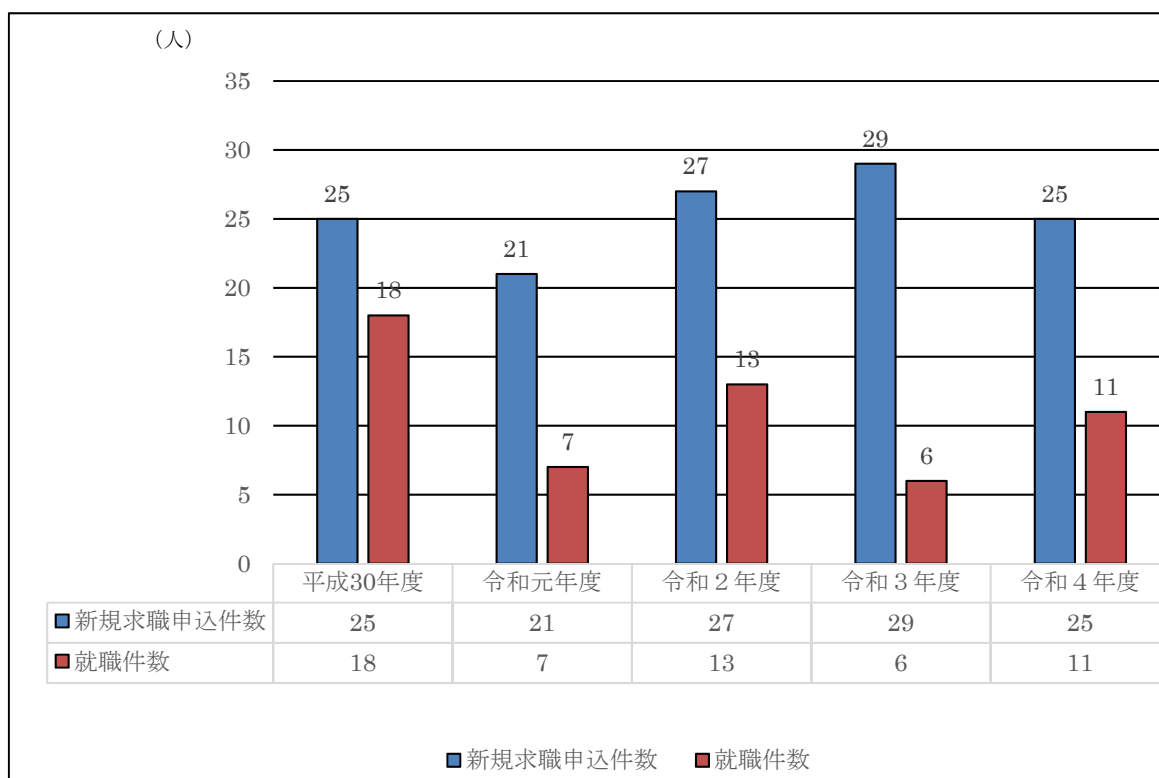
4. 就労の状況

企業における障害のある人の雇用率の推移をみると、令和元年度以降は減少傾向にあります。また、身体・知的・精神障害のある人の就労状況は、いずれも新規求職申込件数に対する就職件数が大きく下回っており、就職件数は増減を繰り返しています。

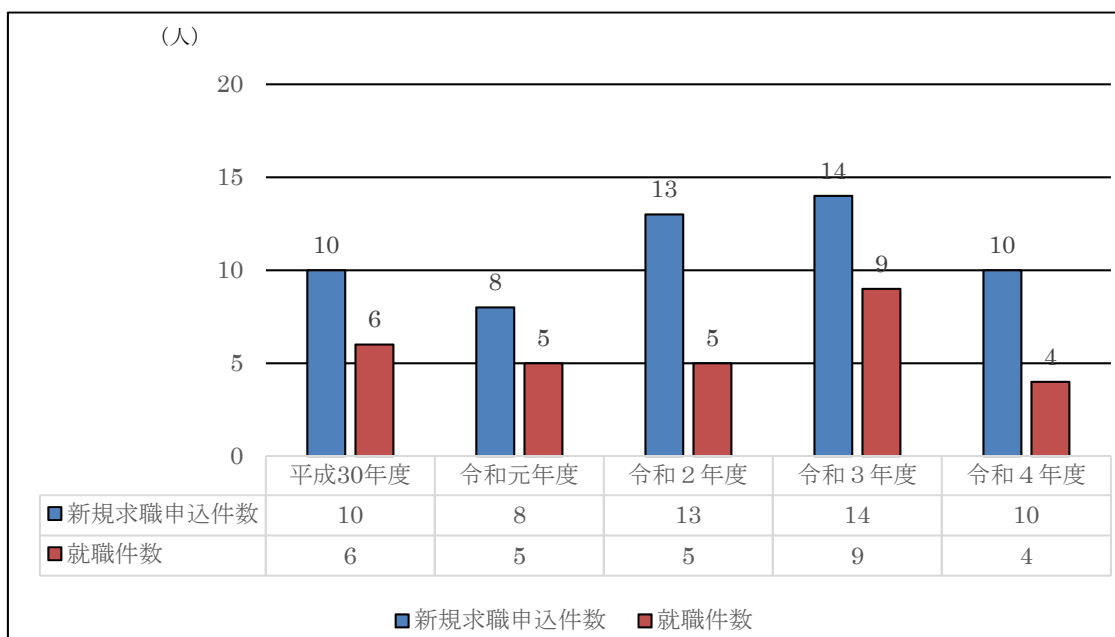
■企業における障害のある人の雇用率（資料：ハローワークかいなん）



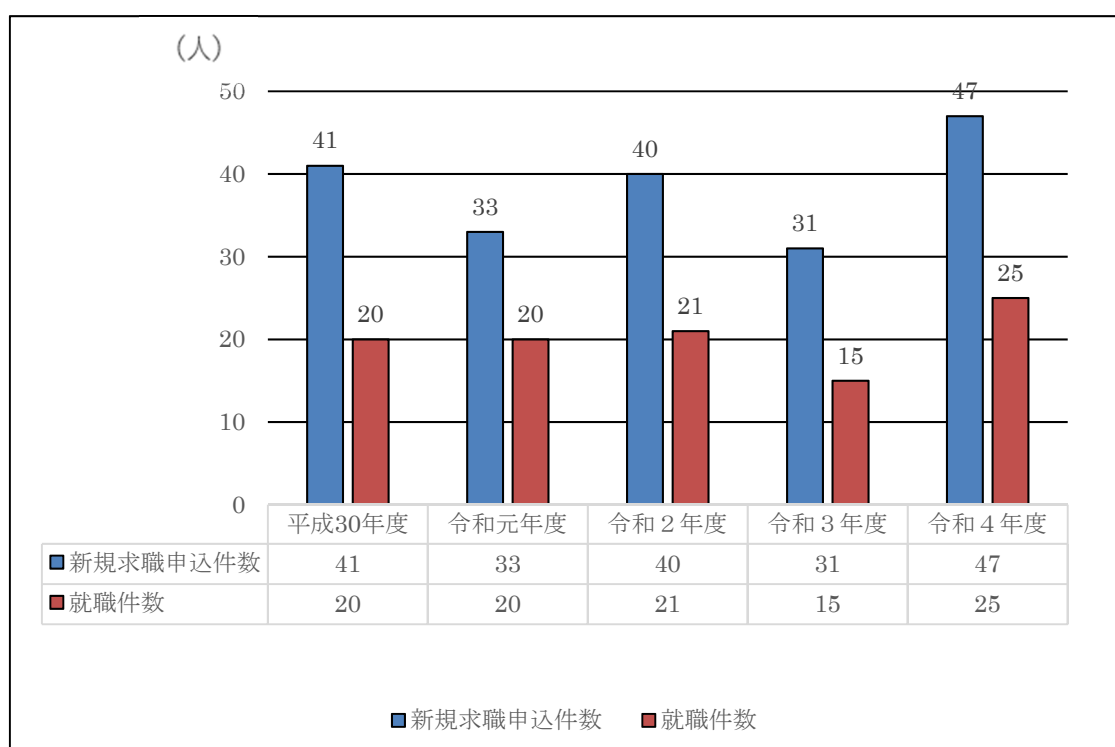
■身体障害のある人の就労状況の推移（資料：ハローワークかいなん）



■知的障害のある人の就労状況の推移（資料：ハローワークかいなん）



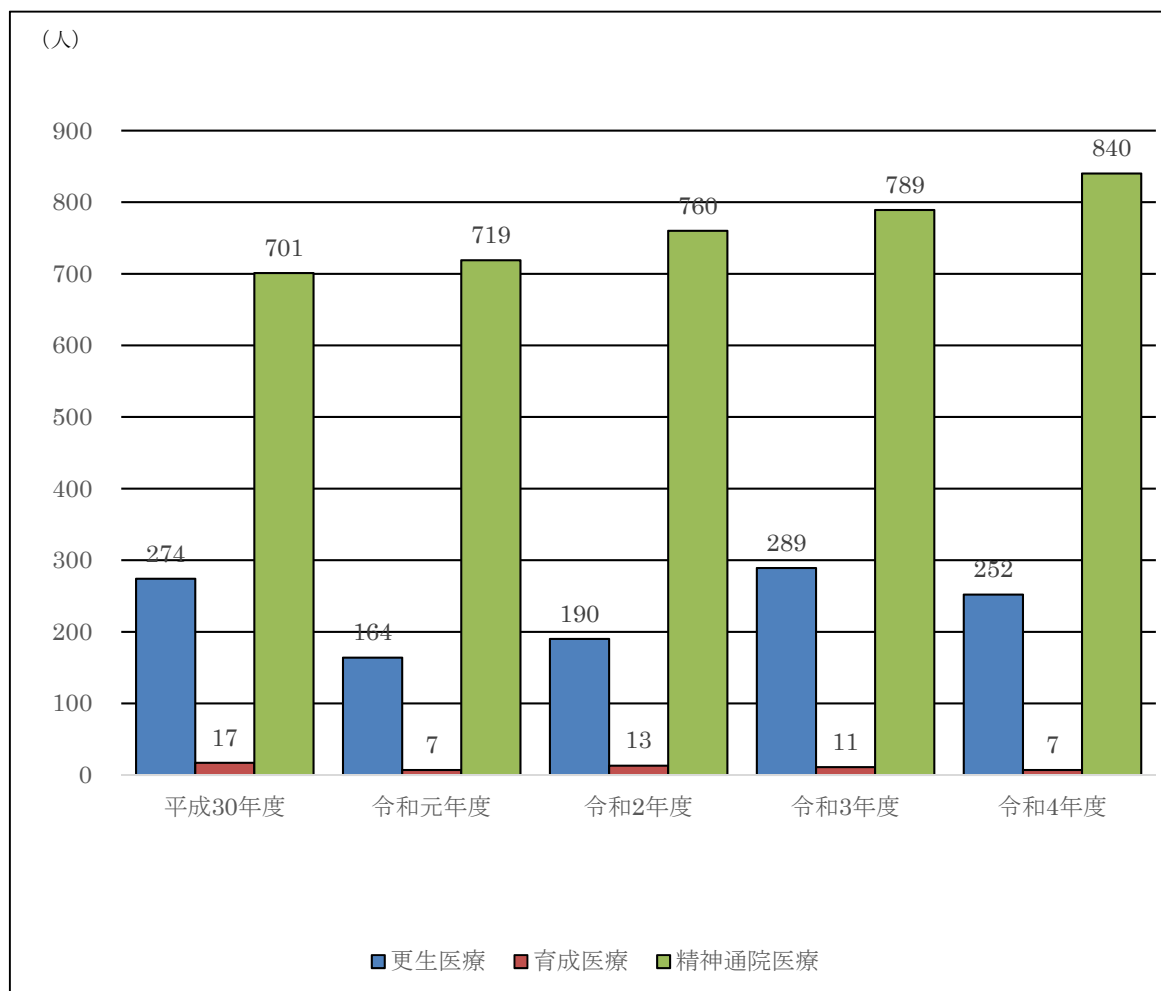
■精神障害のある人の就労状況の推移（資料：ハローワークかいなん）



5. 自立支援医療の状況

自立支援医療費受給者数は、精神通院医療の受給者が年々増加しており、令和4年度では840人と最も多くなっております。

■自立支援医療費受給者数の推移（資料：社会福祉課調べ/3月31日現在）

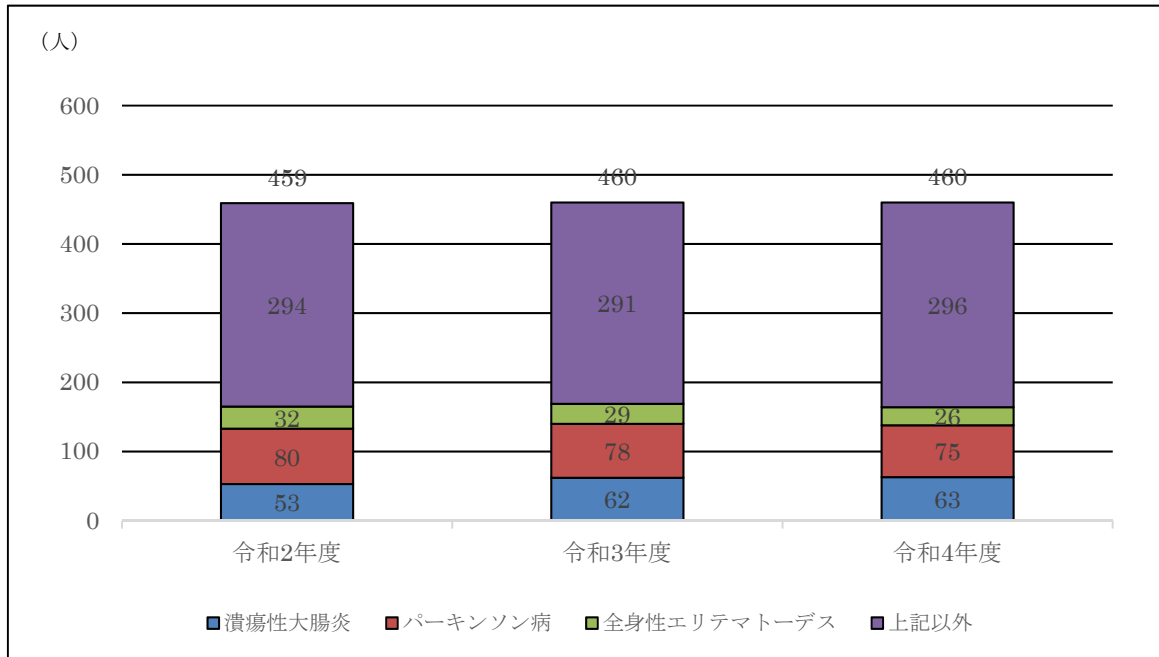


6. 難病医療受給者の状況

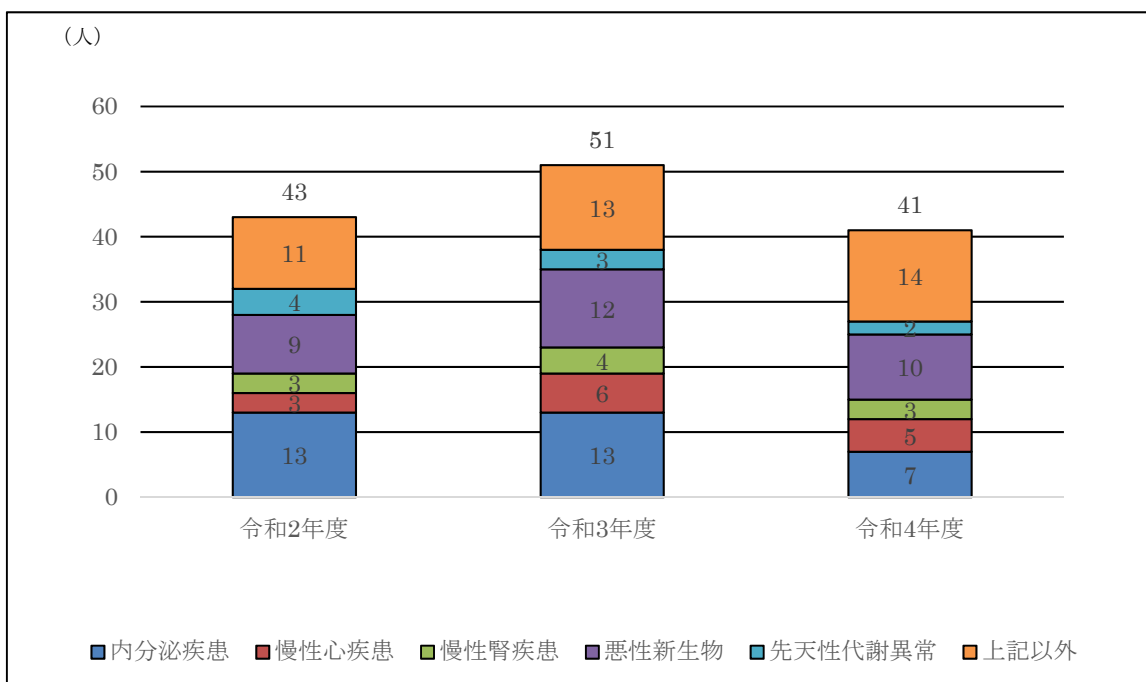
難病医療受給者数はほぼ横ばいで推移しており、小児の難病医療受給者数は、令和3年度に増加しましたが、令和4年度には令和2年度並みとなっております。

疾病別で難病医療受給者数をみると、パーキンソン病や全身性エリテマトーデスが減少しており、また小児の難病医療受給者数では内分泌疾患や先天性代謝異常が減少しています。

■ 難病医療受給者数の推移 (資料：海南保健所)



■ 小児の難病医療受給者数の推移 (資料：海南保健所)



第3章 前回の計画（令和3年度～令和5年度）の評価

1. 第6期海南市障害福祉計画の成果目標及び実績

国では、令和2年5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、以下の7つ（障害児福祉計画含む）の成果目標及び活動指標（以下、成果目標等）について、市町村が役割を担うことを求めています。

本市が、「第6期海南市障害福祉計画」及び「第2期海南市障害児福祉計画」において設定した成果目標等の実績については、以下の状況です。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

本市では、前回計画において、令和5年度末までに施設入所者のうち4人が地域生活に移行することを目指すとともに、施設入所者数から2人削減することを目指しました。

令和5年度における福祉施設の入所者の削減数は6人と、目標を達成する見込みですが、福祉施設から地域生活への移行者数は目標どおり進んでおらず、令和5年度で3人を見込んでいます。

地域移行の取組みや支援を進めていますが、障害の重度化や高齢化により、施設での生活を必要とする人がいることから、可能な範囲での地域移行を進めているところです。

項目	数値	実績（5年度末見込み）
令和5年度末までに地域生活へ移行する者の数	4人	3人
令和5年度末時点の施設入所者の削減数	2人	6人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者が連携して取り組み、精神保健医療福祉体制の基盤整備を推進する方法について、協議の場を設置し、協議を重ねました。

精神障害者のサービスの利用状況は、増加傾向にあります。

項目		目標値	実績（5年度末見込み）
令和5年度中の保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		1回	年4回実施
令和5年度中の保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健分野	2人	参加人数の達成には至っていない
	医療分野	3人	
	福祉分野	3人	
	介護分野	1人	
	当事者及び家族	1人	
令和5年度中の保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	年1回実施
令和5年度中の精神障害者のサービス利用者数の見込み	地域移行支援	3人	3人
	地域定着支援	4人	4人
	共同生活援助	22人	30人
	自立生活援助	1人	2人

(3) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

目標に掲げたとおり、複数の機関が機能を分担する「面的整備」での地域生活支援拠点を設置し、緊急時の受入・対応や相談等、障害者地域自立支援協議会や当事者団体のニーズが高い機能から段階的に整備を進めています。

今後も、地域で生活する障害のある人の状況やニーズに応じて、地域生活支援拠点の機能強化を検討する必要があります。

項目	数値	実績（5年度末見込み）
令和5年度末時点の地域生活支援拠点の確保の有無	有	有（面的整備での確保を継続）
令和5年度中の地域生活支援拠点の運用状況の検証、検討の回数	1回	2回（障害者地域自立支援協議会にて検証、検討の場を設置）

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

前回計画では、本市のこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて、令和5年度中に福祉施設の利用から一般就労への移行者数を7人と見込みました。

その結果、一般就労への移行者は12人と目標を上回りました。

項目	数値	実績（5年度末見込み）
令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者数	7人	12人
就労移行支援事業利用者数	7人	8人

②就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率

一般就労への移行者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを目指し、利用者数の目標値を5人と設定していました。

その結果、令和5年度の実績は3人となる見込みであり、目標を達成するには至りませんでした。今後は、きめ細かいサービスを通して就労定着に繋げていく必要があると考えます。

項目	数値	実績（5年度末見込み）
令和5年度中の、就労移行支援事業等から一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業の利用者数	5人	3人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

継続した相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターを設置しており、ほぼ計画どおりの実績となっています。

項目	数値	実績（5年度末見込み）
令和5年度末時点の総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有（基幹相談支援センターにて実施）
令和5年度中の地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	48件	50件
令和5年度中の地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	24件	24件
令和5年度中の地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	48回	50回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

項目	数値	実績（5年度末見込み）
令和5年度中の県が実施する研修への市職員の参加人数	2人	1人×2回（認定調査の研修含む）
令和5年度末時点の事業所や関係自治体等と共有する回数	1回	2回（給付費の審査結果を分析・活用し、より効果的・効率的に障害福祉サービス等の提供がされるよう、事業所や関係自治体との情報共有を実施した（モニタリング検証等含む）

2. 第2期海南市障害児福祉計画の成果目標及び実績

前回計画では、障害児通所支援等における障害のある子どもやその家族に対する支援について、地域の中核的な支援施設となる児童発達支援センターを令和5年度の目標として掲げました。

また、保育所等訪問支援を利用できる体制を確保するとともに、重症心身障害児が身近な地域で児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を利用できるよう、支援体制の充実を目指しました。さらに、医療的ケア児についても必要な支援を受けられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目標としました。

現在児童発達支援センターについては設置できておりませんが、保育所等訪問支援を利用できる体制の確保をはじめ他の項目は達成できており、引き続き継続できるように努めます。

項目	数値	実績（5年度末見込み）
令和5年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所	未設置
令和5年度末時点の保育所等訪問支援を利用できる体制の有無	有	有（継続して確保する）
令和5年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所数	1か所	2か所（継続して確保する）
令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の有無	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	1人	1人

3. サービスの実績等

1) 障害福祉サービス等

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの利用時間は、実績値が計画値を大きく下回り、年々減少傾向にあります。利用者数については、実績値は計画値を上回った状況でほぼ横ばいで推移しています。

（単位：時間、人/月）

種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	利用時間	計画値	2,745	2,827
		実績値	2,434	2,405
行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数	計画値	133	135
		実績値	154	154

※令和5年度は実績見込

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、生活介護、就労継続支援B型の利用が大きく伸びています。また、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援（A型）、短期入所（福祉型）では計画値を下回っている状況です。

（単位：人日、人/月）

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	利用日数	計画値	2,627	2,653	2,680
		実績値	2,730	2,620	2814
	利用者数	計画値	132	132	132
		実績値	143	146	158
自立訓練（機能訓練）	利用日数	計画値	16	16	16
		実績値	0	0	16
	利用者数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1
自立訓練（生活訓練）	利用日数	計画値	246	246	246
		実績値	213	133	176
	利用者数	計画値	15	15	15
		実績値	15	10	11
就労移行支援	利用日数	計画値	95	114	133
		実績値	194	149	150
	利用者数	計画値	6	6	7
		実績値	11	8	8
就労継続支援（A型）	利用日数	計画値	856	873	890
		実績値	718	632	660
	利用者数	計画値	43	44	45
		実績値	33	31	32
就労継続支援（B型）	利用日数	計画値	3,092	3,185	3,280
		実績値	3,611	3,650	3,958
	利用者数	計画値	181	184	188
		実績値	195	208	211
就労定着支援	利用日数	計画値	-	-	-
		実績値	84	152	65
	利用者数	計画値	4	5	6
		実績値	3	4	3

※令和5年度は実績見込

種 類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用者数	計画値	20	20	20
		実績値	19	19	19
短期入所（福祉型）	利用日数	計画値	186	212	241
		実績値	161	140	113
	利用者数	計画値	22	25	28
		実績値	12	12	13
短期入所（医療型）	利用日数	計画値	32	33	34
		実績値	22	20	25
	利用者数	計画値	6	6	6
		実績値	3	3	4

※令和5年度は実績見込

（3）居住系サービス

居住系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）で、実績値が計画値を上回りました。

施設入所支援については、概ね計画値と同じ程度になっています。

（単位：人/月）

種 類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数	計画値	64	67	71
		実績値	63	78	91
施設入所支援	利用者数	計画値	63	61	60
		実績値	60	56	57

※令和5年度は実績見込

（4）相談支援サービス

相談支援サービスについては、全体的に利用者が年々増加していますが、計画値に対し実績値が下回っています。地域移行支援、地域定着支援については、概ね計画どおりに推移しています。

（単位：人/月）

種 類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数	計画値	134	144	154
		実績値	132	136	148
地域移行支援	利用者数	計画値	1	2	3
		実績値	1	2	3
地域定着支援	利用者数	計画値	2	3	4
		実績値	1	1	5

※令和5年度は実績見込

(5) 障害児支援サービス

障害児支援サービスについては、児童発達支援、放課後等デイサービスで、利用日数、利用者数ともに計画値を上回り、特に利用者が大きく増加しています。

(単位：時間、人/月)

種 類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用日数	計画値	671	671	671
		実績値	693	687	708
	利用者数	計画値	37	37	37
		実績値	51	53	57
医療型児童発達支援	利用日数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
放課後等デイサービス	利用日数	計画値	870	948	1,033
		実績値	1,029	968	1,202
	利用者数	計画値	65	69	73
		実績値	98	116	138
保育所等訪問支援	利用日数	計画値	1	1	1
		実績値	3	3	2
	利用者数	計画値	1	1	1
		実績値	3	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
障害児相談支援	利用者数	計画値	33	38	44
		実績値	36	33	49
医療的ケア児に対するコー ディネーターの配置	利用者数	計画値	0	0	1
		実績値	0	1	1

※令和5年度は実績見込

2) 地域生活支援事業（必須事業）

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が地域で生活していくためには、地域の住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修会や啓発活動等を行うことが重要であることから、市をはじめ保健・医療・福祉・教育等の関係機関で構成される海南・海草障害者地域自立支援協議会と連携し、様々な取り組みを実施しました。

種 類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発活 動	実施の 有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有

※令和5年度は実績見込

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人や家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立活動防止、ボランティア活動等）については実績がない状況となっています。

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	無	無
		実績値	無	無

※令和5年度は実績見込

(3) 相談支援事業

相談支援事業については、圏域内3つの事業所に委託するとともに、基幹相談支援センターを設置済みであり、すべて計画どおりとなっております。

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	計画値	3	3
		実績値	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	計画	有	有
		実績	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	計画	有	有
		実績	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	計画	有	有
		実績	有	有

※令和5年度は実績見込

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業については、実績値が計画値を下回っています。

(単位：人/年)

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	計画値	4	5
		実績値	3	2

※令和5年度は実績見込

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するための制度ですが、現在実績がない状況となっています。

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画値	無	有
		実績値	無	無

※令和5年度は実績見込

(6) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業については、聴覚に障害のある人の通院や公共機関における相談等への手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行っており、実績値が計画値を大きく上回っています。また、手話通訳者設置事業については社会福祉課に手話通訳者を1名常設しています。

(単位：人/年)

種 類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	計画値	39	39	43
		実績値	29	64	120
手話通訳者設置事業	設置者数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	利用者数	計画値	49	50	51
		実績値	40	35	52

※令和5年度は実績見込

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業については、全体的に実績値が計画値を下回っています。

(単位：件/年)

種 類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	利用者数	計画値	5	5	5
		実績値	9	6	5
自立生活支援用具	利用者数	計画値	5	5	5
		実績値	3	12	8
在宅療養等支援用具	利用者数	計画値	15	15	15
		実績値	8	6	12
情報・意思疎通支援用具	利用者数	計画値	9	9	9
		実績値	3	3	2
排泄管理支援用具	利用者数	計画値	1,942	1,973	2,004
		実績値	1,724	1,752	1,755
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	利用者数	計画値	3	4	5
		実績値	3	1	2

※令和5年度は実績見込

(8) 移動支援事業

移動支援事業については、利用者数、利用時間ともに実績値が計画値を大きく下回っています。ただ、令和2年度以降、大幅な減少傾向にありましたが、令和5年度では増加に転じています。

(単位：時間、人/年)

種 類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用時間	計画値	4,207	4,538	4,869
		実績値	3,304	2,670	3,246
	利用者数	計画値	457	493	529
		実績値	387	360	462

※令和5年度は実績見込

(9) 地域活動支援センター

地域活動支援センターの利用者については、就労以外の居場所として精神障害者の利用が多くみられます。利用者数は横ばいであり、実績値が計画値を少し下回っています。

(単位：箇所、人/年)

種 類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援 センター	箇所	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	利用者数	計画値	180	180	180
		実績値	176	177	177

※令和5年度は実績見込

3) 地域生活支援事業（任意事業）

(1) 日中一時支援事業

日中一時支援事業の利用者数については、実績値が減少し続けており、計画値を大きく下回っています。主な理由としましては、圏域の事業所が閉鎖したことが一因となっていると考えます。

(単位：人/年)

種 類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用者数	計画値	341	371	401
		実績値	272	201	139

※令和5年度は実績見込

(2) 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション開催等事業については、コロナウイルスの影響もありイベントが中止になり、令和4年度のみ実績値が計画値を下回っています。その他の事業については、概ね計画どおりに推移しています。

(単位：件、人/年)

種 類			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得 助成事業	件	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	1
自動車改造費助成事業	件	計画値	2	2	2
		実績値	1	2	1
スポーツ・レクリエー ション開催等事業	参加者数	計画値	96	108	119
		実績値	119	45	126
文化・芸術活動支援	実施の 有無	計画値	有	有	有
		実績値	有	有	有
声の広報発行事業	利用者数	計画値	6	6	6
		実績値	7	6	6

※令和5年度は実績見込

第4章 成果目標及び活動指標

第7期障害福祉計画の成果目標及び活動指標の設定

国では、令和5年5月に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、以下の7つ（障害児福祉計画含む）の成果目標について、市町村が役割を担うことを求めています。

そのため、本市においても国の指針を参考にしながら、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画における成果目標等を次のように設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ●令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することを基本とする。
海南市の方針	●国の指針に準ずる

■成果目標値

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の福祉施設入所者数 (A)	64人	令和5年3月31日時点の入所者数
令和8年度末時点の福祉施設入所者見込み数 (B)	61人	令和4年度末時点の福祉施設入所者(64人)から5%以上削減する
【目標値①】 地域生活移行者数 (C)	4人 6%	令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標値 $(C) / (A) = 6\%$
【目標値②】 福祉施設入所者の削減 (D)	3人 5%	令和8年度末の福祉施設入所者の削減目標値 $(A) - (B) = (D)$ $(D) / (A) = 5\%$

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数については、325.3日以上とすることを基本とする。 ●精神病床における早期退院率については、3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。
海南海草圏域の方針	●国の指針に準ずる

■活動指標値

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回数	4	4	4	実績基に算出
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人数	8	8	8	実績基に算出
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回数	1	1	1	実績基に算出
精神障害者の地域移行支援	人数	5	6	7	実績考慮し見込む
精神障害者の地域定着支援	人数	3	4	5	実績考慮し見込む
精神障害者の共同生活援助	人数	35	40	45	実績考慮し見込む
精神障害者の自立生活援助	人数	3	4	5	実績考慮し見込む
精神障害者の自立訓練（生活訓練）（新規）	人数	6	7	8	新規で見込む

(3) 地域生活支援の充実

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこととする。 ●令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとする。
<p>海南海草圏域の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を令和8年度末までに市内に整備する

■活動指標値

種 類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
地域生活支援拠点設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	基幹相談支援センターを中心に体制整備を強化する。
地域生活支援拠点コーディネーター配置人数(新規)	2人	2人	2人	基幹相談支援センターに配置。
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回	機能の充実に向け、圏域内で連携を密にする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 ●就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。(新規) ●令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ●令和8年度の就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。
<p>海南海草市の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国の指針に準ずることができるものに限る。(市内に就労定着事業所はない。)

■成果目標値

項目	目標	考え方
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	15人	令和3年度実績の1.28倍以上とする $12 \times 1.28 \div 15$
就労移行に係る移行者数	13人	令和3年度実績の1.31倍以上とする $10 \times 1.31 \div 13$
就労継続支援A型に係る移行者数	3人	令和3年度実績の概ね1.29倍以上だが、実績0なので、3人を見込む
就労継続支援B型に係る移行者数	3人	令和3年度実績の概ね1.28倍以上だが、実績2なので、 $2 \times 1.28 \div 3$ 3人を見込む
就労定着事業所の利用者数	3人	令和3年度実績の概ね1.41倍以上だが、実績0なので、3人を見込む
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分	国の指針であるが、市内に事業所がない。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、帰還相談センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 ●協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
海南市の方針	●国の指針に準ずる。

■活動指標値

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
基幹相談支援センターの設置(新規)	1箇所	1箇所	1箇所	設置後の機能強化を図っていく
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	600件	600件	600件	これまでの実績を基に算出。

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	36 件	36 件	36 件	これまでの実績を基に算出。
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	120 回	120 回	120 回	これまでの実績を基に算出。
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（新規）	12 回	12 回	12 回	センター機能充実のため実施。
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（新規）	1 人	1 人	1 人	センター機能充実のため実施。
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・（新規）	6 回	6 回	6 回	協議会の充実を図るため実施。
	12 事業所	12 事業所	12 事業所	
協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）（新規）	5 部会	5 部会	5 部会	協議会の充実を図るため実施
	30 回	30 回	30 回	

（6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針	●令和8年度末までに、都道府県及び市町村において、障害福祉サービスの質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。
海南市の方針	●国の指針に準ずる。

■活動指標値

種 類	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	2 人	2 人	2 人	1 人×2 回
障害者自立支援支払等システムによる審査結果の共有	1 回	1 回	1 回	給付費の審査結果を分析・活用し、より効果的・効率的にサービス等の提供ができるよう、事業所や関係機関と情報を共有する

第3期障害児福祉計画の成果目標の設定

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置することを基本とする。 ●令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制を構築することを基本とする。 ●令和8年度末までに、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に1か所以上確保することを基本とする。
海南市の方針	●国の指針に準ずる。

■成果目標値

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	1箇所	国の指針に準ずる。
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（新規）	有	国の指針に準ずる。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	有	国の指針に準ずる。
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーターの配置	有	国が示している令和8年度までに各市町村又は各圏域に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することに準ずる。

第5章 障害福祉サービス等の見込量と確保方策

1. サービス体系について

障害福祉サービス（総合支援法）

① 訪問系サービス

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

② 日中活動系サービス

- ① 生活介護
- ② 自立訓練（機能・生活）
- ③ 就労移行支援
- ④ 就労継続支援（A型・B型）
- ⑤ 就労定着支援
- ⑥ 療養介護
- ⑦ 短期入所（ショートステイ）

③ 居住系

- ① 自立生活援助
- ② 共同生活援助（グループホーム）
- ③ 施設入所支援

④ 相談支援

- ① 計画相談支援
- ② 地域移行支援
- ③ 地域定着支援

⑤ 障害児支援

- ① 児童発達支援
- ② 医療型児童発達支援
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 保育所等訪問支援
- ⑤ 居宅訪問型児童発達支援
- ⑥ 障害児相談支援
- ⑦ 医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置

児童福祉法

地域生活支援事業

<必須事業>

- ① 理解促進研修・啓発事業
- ② 自発的活動支援事業
- ③ 相談支援事業
- ④ 成年後見制度利用支援事業
- ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥ 意思疎通支援事業
- ⑦ 日常生活用具給付等事業
- ⑧ 移動支援事業
- ⑨ 地域活動支援センター

<任意事業>

- ① 訪問入浴サービス事業
- ② 日中一時支援事業
- ③ 社会参加促進事業

2. 指定障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排泄、食事の介護等居宅での生活全般にわたる支援を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由や重度の知的障害・重度の精神障害により行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等総合的な介護を行う
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人の外出時における移動支援を行う
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行う
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人に対する居宅介護その他包括的な介護を行う

■サービス見込量

訪問系サービスについては、現在のサービス利用者にかつこれまでの実績及び伸び率を勘案し、サービス見込量を算出しています。

（単位：時間、人/月）

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用時間	2,500	2,550	2,600
	利用者数	145	150	155

■サービス見込量確保の方策

居宅介護等の訪問系サービスは、障害のある人が生まれ育つた地域で生活する上で必要不可欠な支援であり、今後、障害の重度化、高齢化等が進む中で、需要が増えるものと見込まれるため、サービス提供基盤の強化及び人材の確保、育成、資質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設等の施設で日中行われる入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会を提供する
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を目指し、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供を行う
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供を行う
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供を行う 「A型(雇用型)」は、事業所内において雇用契約に基づき労働機会を提供する 「B型(非雇用型)」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動を提供する
就労定着支援	一般就労に移行した障害のある人に対し、相談を通して就労に伴う環境変化により生じる生活面の課題を把握するとともに事業所、家族との連絡調整等の支援を一定期間提供する
療養介護	医療が必要な人に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行う
短期入所(ショートステイ)	介護者の病気等によって短期間の入所が必要な人に対して、施設で入浴、排泄、食事等の介護を行う

■サービス見込量

①生活介護

現在のサービス利用者に令和6年度以降の支援学校卒業予定者等を加えるとともに、これまでの利用実績及び伸び率を勘案したうえで、サービス見込量を算出しています。

(単位：人日、人/月)

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数	2,721	2,750	2,779
	利用者数	147	150	153

②自立訓練(機能訓練・生活訓練)

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス見込量を算出しています。

(単位：人日、人/月)

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能訓練	利用日数	15	15	15
	利用者数	1	1	1
生活訓練	利用日数	174	180	186
	利用者数	12	13	14

③就労選択支援（新規）

令和8年度末における成果目標を基に、サービス見込量を算出しています。

（単位：人日、人/月）

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	利用日数	-	5	5
	利用者数	-	1	1

④就労移行支援

令和8年度末における成果目標を基に、サービス見込量を算出しています。

（単位：人日、人/月）

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用日数	165	170	175
	利用者数	10	11	12

⑤就労継続支援（A型・B型）

（A型）これまでの利用実績等を踏まえ、サービス見込量を算出しています。

（B型）現在のサービス利用者に令和6年度以降の支援学校卒業予定者等を加えるとともに、これまでの利用実績及び伸び率を勘案したうえで、サービス見込量を算出しています。

（単位：人日、人/月）

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	利用日数	670	680	690
	利用者数	32	33	34
就労継続支援（B型）	利用日数	3,740	3,780	3,820
	利用者数	205	210	215

⑥就労定着支援

各年度における福祉施設から一般就労した人の8割以上が就労定着できるよう、サービス見込量を算出しています。

（単位：人/月）

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用者数	9	10	11

⑦療養介護

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス見込量を算出しています。

（単位：人/月）

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数	20	20	20

⑧短期入所（ショートステイ）

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス見込量を算出しています。

（単位：人日、人/月）

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	利用日数	140	145	150
	利用者数	13	14	15
短期入所（医療型）	利用日数	23	25	27
	利用者数	4	5	6

■サービス見込量確保の方策

身近な場所で生活する上で障害のある人が希望する日中活動の場が確保できるよう、地域自立支援協議会や各種団体からの意見等も参考にしながら、市における日中活動系サービスの必要量を検討し、希望するサービスが利用できる提供体制の確立に努めます。

また、関係機関と連携し、一般就労への移行を促進するとともに、一般就労が困難な障害のある人のために、福祉的就労の場の確保に努めます。

なお、新たに創設される「就労選択支援」については、事業の指定機関である和歌山県と連携し、事業所等に開設の働きかけを行い、必要なサービス量の確保に努めます。

（3）居住系サービス

■サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所や共同生活援助等から一人暮らしを希望する障害のある人に対し、一定期間定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者の相談等に随時対応する
共同生活援助 （グループホーム）	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行う
施設入所支援	施設に入所している人に対して、夜間に入浴、排泄、食事の介護を行う

■サービス見込量

①自立生活援助

施設入所者や共同生活援助からの地域移行者数の実績や見込値を勘案したうえで、サービス見込量を算出しています。

（単位：人/月）

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	1	1	1

②共同生活援助（グループホーム）

これまでの利用実績等を踏まえ、入院や入所者の地域移行も考慮し、サービス見込量を算出しています。

（単位：人/月）

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	利用者数	115	120	125

③施設入所支援

これまでの利用実績等を踏まえ、入所者の地域移行も考慮し、サービス見込量を算出しています。

（単位：人/月）

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数	59	57	55

■サービス見込量確保の方策

新たに創設される「自立生活援助」については、事業の指定機関である和歌山県と連携し、事業所等に関する働きかけを行い、必要なサービス量の確保に努めます。

また、長期入院患者や施設入所者等の地域移行を促進するため、市の補助制度等について周知し、共同生活援助を担う事業所の新規開設を促すとともに、地域において障害のある人がグループホーム等で生活することへの住民理解を深める啓発活動を行い、必要量の確保に努めます。

施設入所支援については、利用者の状況に応じた支援が行われるよう、利用者の把握に努めます。

（４）相談支援

■サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する人に、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリング等を行う
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う
地域定着支援	地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活している障害のある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う

■サービス見込量

①計画相談支援

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス見込量を算出しています。

(単位：人/月)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	138	148	158

②地域移行支援

これまでの利用実績等を踏まえ、令和4年度末の施設入所者の9%が地域生活に移行できるよう、サービス見込量を算出しています。

(単位：人/月)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	利用者数	5	6	7

③地域定着支援

地域移行支援で見込んだ地域生活移行者等が利用するものとしてサービス見込量を算出しています。

(単位：人/月)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	利用者数	3	4	5

■サービス見込量確保の方策

利用者のニーズに沿った支援が提供できるよう、相談支援事業所等と連携を図りながら相談支援体制の充実に努めます。また、新たな特定相談支援事業所の開設について事業所に働きかけをし、十分なサービス提供体制の確保に努めます。



(5) 障害児支援

■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う
医療型児童発達支援	肢体不自由がある未就学の障害児に、医療的管理のもと理学療法等の機能訓練や支援を行う（海南市で実施事業所無）
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対し、授業終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、保育所等を訪問し、本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等を行う
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等があるために外出が著しく困難な障害のある児童に、居宅を訪問して発達支援を行う
障害児相談支援	上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前にサービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリング等を行う
医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアが必要な児童に対する支援を調整できるコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する

■サービス見込量

①児童発達支援

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス見込量を算出しています。

なお、医療型児童発達支援については、県内に事業所がないため、目標値はゼロとしています。

（単位：人日、人/月）

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数	696	706	716
	利用者数	54	57	60

②放課後等デイサービス

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス見込量を算出しています。

（単位：人日、人/月）

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	利用日数	1,070	1,100	1,130
	利用者数	118	123	128

③保育所等訪問支援

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス見込量を算出しています。

(単位：人日、人/月)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用日数	3	4	5
	利用者数	1	2	3

④居宅訪問型児童発達支援

1か月あたりの利用者数を1人としてサービス見込量を算出しています。

(単位：人日、人/月)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	1	1	1
	利用者数	1	1	1

⑤障害児相談支援

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス見込量を算出しています。

(単位：人/月)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数	40	45	50

⑥医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置

令和8年度末までに医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターを配置することを目指します。

(単位：人/月)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置	配置人数	1	1	1

■サービス見込量確保の方策

障害のある児童や療育が必要な子どもが身近な地域で適切に支援が受けられるよう、福祉サービス事業所をはじめ、医療機関、教育、保育等関係機関との連携を図り、様々なケースに対応できる相談支援体制の確立に努めるとともに、必要なサービス量の確保に努めます。

第6章 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市の社会資源や利用者の状況等に応じて、柔軟に実施する事業です。

1. 必須事業について

(1) 理解促進研修・啓発事業

■サービスの概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う

■サービス見込量

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

■サービス見込量確保の方策

障害のある人が地域で生活するためには、地域住民の障害に対する理解を深めることが重要であることから、自立支援協議会等関係機関と連携し、研修会や啓発活動を実施します。

(2) 自発的活動事業

■サービスの概要

サービス名	内容
自発的活動事業	障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援する

■サービス見込量

種類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動事業	実施の有無	無	無	有

■サービス実施の方策

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）が行える体制の整備に努めます。

（３）相談支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行う
基幹相談支援センター	権利擁護、虐待の防止や地域自立支援協議会の運営をはじめ、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応等、地域の相談支援の中核的な役割を担う
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施する
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う

■サービス見込量

（単位：箇所）

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

■サービス見込量確保の方策

相談支援事業所は、障害児者の地域生活を支える中心的な支援者として重要な役割を担っています。複雑多様化している相談業務に対応するため、地域の相談支援事業の拠点として基幹相談支援センターを活用し、相談支援体制の充実に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	身寄りがない等、親族等による後見等開始の審判の申立てができない障害のある人や成年後見制度を利用するために必要となる経費の負担が困難な障害のある人に対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う

■サービス見込量

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

(単位：人/年)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	4	4	5

■サービス見込量確保の方策

成年後見制度は、障害のある人の権利擁護を推進するために、必要な制度であり、養護者の高齢化等が進む中で、今後ますますニーズが多くなっていくものと考えられます。

今後は、相談・対応体制の整備に向け、関係機関等と地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援を強化することにより利用の促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備することで、障害のある人の権利擁護を図る事業

■サービス見込量

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

■サービス見込量確保の方策

法人後見制度に対する普及及び利用の促進を図るとともに、社会福祉協議会等関係機関と連携し、法人後見支援事業の実施に向けた体制整備の確保に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置する
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う

■サービス見込量

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

(単位：人/年)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用者数	72	72	65
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	利用者数	45	45	45

■サービス見込量確保の方策

聴覚や音声・言語機能に障害のある人の意思疎通支援を推進するため、手話通訳者派遣事業や要約筆記者派遣事業を引き続き実施するとともに、市社会福祉課に手話通訳者を配置することで窓口における手続きが円滑に進むよう努めます。

また、手話奉仕員を養成するための手話講習会を開催することで、手話奉仕員の確保並びに質の向上に取り組みます。

(7) 日常生活用具給付等事業

■サービスの概要

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■サービス見込量

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

(単位：件/年)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	利用者数	5	5	5
自立生活支援用具	利用者数	5	5	5
在宅療養等支援用具	利用者数	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	利用者数	9	9	9
排泄管理支援用具	利用者数	1800	1830	1860
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用者数	3	4	5

■サービス見込量確保の方策

障害のある人の日常生活上における利便性の向上につなげるため、必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

(8) 移動支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行う

■サービス見込量

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

(単位：時間、人/年)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用時間	4,207	4,538	4,869
	利用者数	457	493	529

■サービス見込量確保の方策

障害のある人の社会参加・余暇活動等のために必要な事業であるため、今後も利用者のニーズを把握しながら、必要なサービス量の確保及び事業の推進に努めます。

(9) 地域活動支援センター

■サービスの概要

サービス名	内容
地域活動支援センター	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う

■サービス見込量

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

(単位：箇所、人/年)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	箇所	1	1	1
	利用者数	180	180	180

■サービス見込量確保の方策

障害のある人の身近な社会参加の場として重要な役割を担っているため、関係機関と連携を図り支援体制を整え、広く情報提供することにより利用の促進に努めます。

2. 任意事業について

(1) 訪問入浴サービス事業

■サービスの概要

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障害のある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図る

■サービス見込量

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

(単位：人/年)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用者数	1	1	1

■サービス見込量確保の方策

重度障害のある人の利用に備え、サービス提供体制の確立に努めます。

(2) 日中一時支援事業

■サービスの概要

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を一時的に確保することや介護者負担の軽減を図る。

■サービス見込量

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

(単位：人/年)

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用者数	341	371	401

■サービス見込量確保の方策

障害のある人の日中活動の場や家族等介護者の負担軽減を図るため、重要な役割を担っています。利用を希望する人が身近な施設において利用可能となるよう、障害児者の受入可能な新たなサービス事業所の確保に努めます。

(3) 社会参加促進事業

■サービスの概要

サービス名	内容
自動車運転免許取得助成事業	就労等の社会参加に伴い、障害のある人が所有し、運転している自動車の運転免許の取得に要する費用の一部を助成する（助成限度額は10万円までであり、限度額を超える分については自己負担）
自動車改造費助成事業	就労等の社会参加に伴い、障害のある人が所有し、運転している自動車の改造に要する費用の一部を助成する（助成限度額は10万円までであり、限度額を超える分については自己負担）
スポーツ・レクリエーション開催等事業	各種障害者スポーツ教室や講座の開催、障害者スポーツ大会等への積極的な参加を促し、社会参加の向上を図る
文化・芸術活動支援	障害のある人の創作活動の場づくりや文化施設を利用しやすくする等の支援に努め、文化・芸術活動による社会参加の向上を図る
声の広報発行事業	毎月声の広報を発行する

■サービス見込量

これまでの利用実績等を踏まえ、サービス量を算出しています。

種 類		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得助成事業	件数	1	1	1
自動車改造費助成事業	件数	2	2	2
スポーツ・レクリエーション開催等事業	参加者数	120	126	132
文化・芸術活動支援	実施の有無	有	有	有
声の広報発行事業	利用者数	6	6	6

■サービス見込量確保の方策

自動車運転免許取得助成事業、自動車改造費助成事業については、障害のある人の社会参加がより促進されるよう、情報提供に努めます。

また、スポーツレクリエーション開催等事業については、障害者スポーツ教室、各種スポーツ大会への参加等を通じ、障害のある人がスポーツに触れる機会の提供に努めます。

文化・芸術活動支援については、障害のある人が文化・芸術活動等に参加できるよう、施設の使用料の負担軽減等に努めるとともに、創作活動や活動発表の場の提供に努めます。

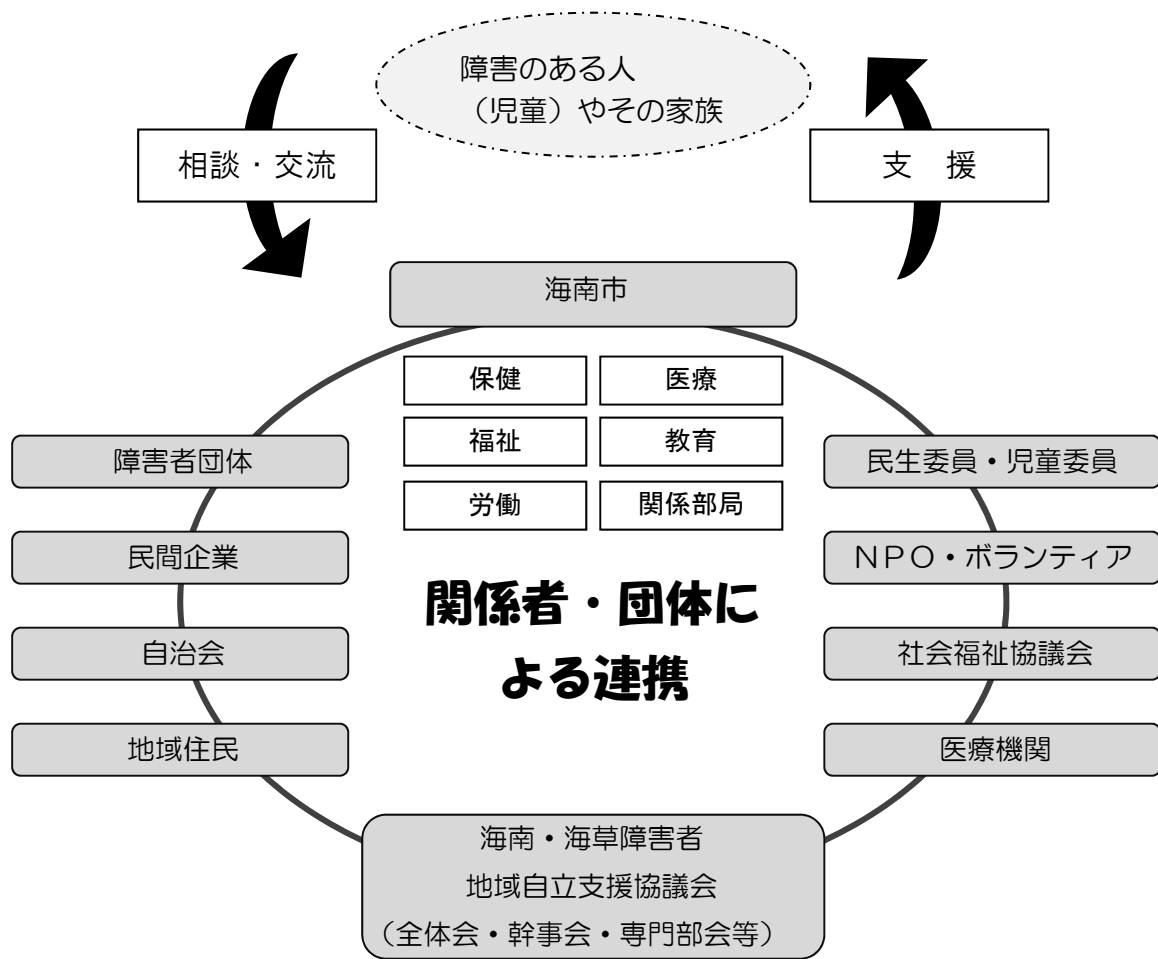


第 7 章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進体制

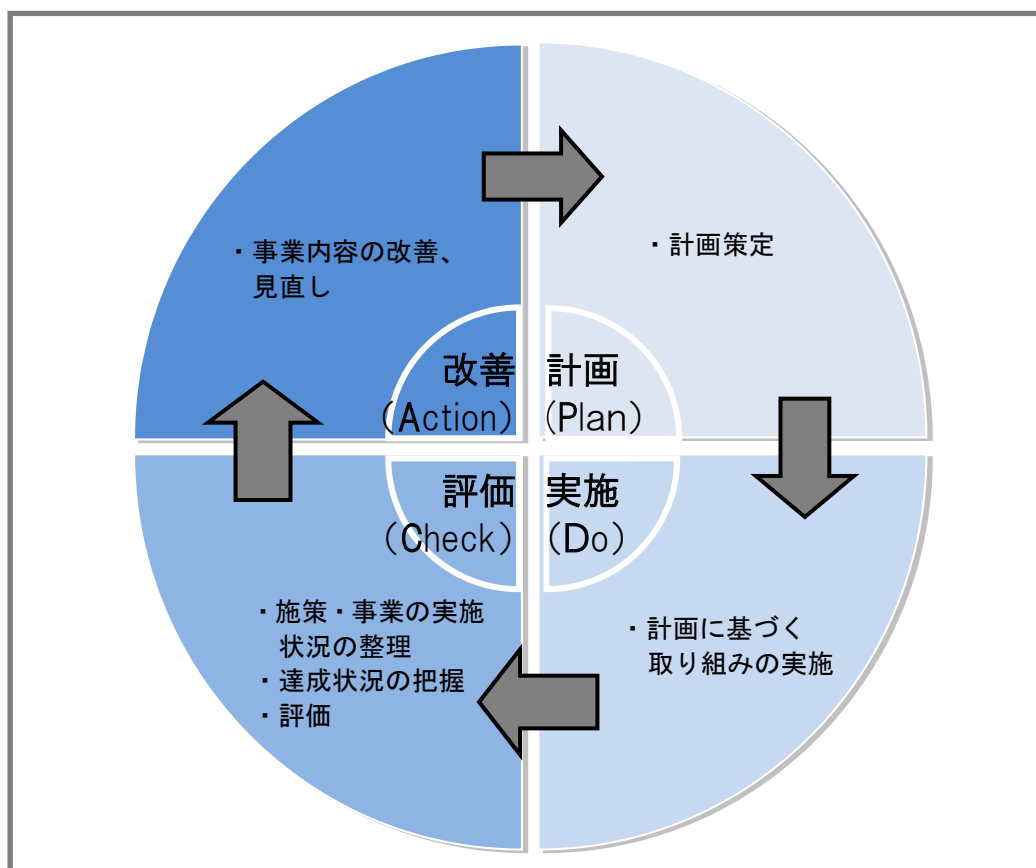
(1) 海南市全体の推進体制


本計画を推進していくため、地域の関係機関や関係団体等との連携体制の強化に取り組み、障害のある人やその家族にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。



(2) 計画の達成状況の点検及び評価

PDCA(計画—実施—評価—改善)のサイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、海南・海草障害者地域自立支援協議会及び障害者施策を協議する目的で庁内に設置されている海南市障害者施策推進本部会議の意見を聴きながら、各施策の実施状況等を点検します。





第7期海南市障害福祉計画及び
第3期海南市障害児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行：和歌山県海南市

編集：海南市役所 暮らし部 社会福祉課

〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地

(TEL) 073-483-8602 (FAX) 073-483-8429

